

第36集

あがるい こころ♡

差別のない明るい社会を目指して♪



江府町

江府町人権・同和教育推進協議会

目次

権利意識の芽生え ―大正デモクラシーの時代―	1
高齢者と共に歩める社会へ	5
差別事例と私たちの目指すもの	7
第十八回「人権・同和問題啓発作文・標語」最優秀賞作品 「自分のできること」江府中学校 一年 宇田川 愛友	10
第十八回「人権・同和問題啓発作文・標語」入選作品	12



権利意識の芽生え

— 大正デモクラシーの時代 —

日露戦争後、日本の政治体制は政党による内閣が成立して政治的民主化が実現しました。

さらに、第一次世界大戦（一九一四年～一九一八年）を契機に政治的、社会的啓蒙運動が展開され、大正デモクラシー運動と呼ばれています。大正デモクラシーの自由を重んじる風潮は、政治・社会運動のみならず、経済、学問、教育、文芸、美術、風俗などの諸分野にも刺

激を与え、新たな文化を創出しました。特に鉄道、高等教育機関の発達は、出版・ジャーナリズムの発展も可能にし、知識人のリーダーシップが発揮される条件を整えることになりました。このような中、全国的な組織に急成長を遂げた日本農民組合が小作争議を指導するようになったり、女性解放運動の進展や部落解放同盟水平社が創立されたりするなど民主化を推進する風潮が一層高ま



※注1 デモクラシー運動・・・民主化運動。

※注2 小作争議・・・地主と小作農との間の小作料、耕作権などの小作関係をめぐる紛争のこと。

りました。しかし、一九二五年（大正十四）※注3 普通選挙法が成立すると同時に治安維持法も成立しており、国民の権利と自由を脅かす存在となりました。

鳥取県下西部地域では、一九一八年（大正七）から小作争議が発生し始め、一九二七年（昭和二）、一九三二年（昭和七）の二度にわたって起こった箕蚊屋事件は、その激しさで全国に知られました。

日農県連合会本部のあった箕蚊屋地区（旧巖村）（きゆういわむら）では、大正十三〜十五年度の小作料減額をめぐって地主側との闘争が続けられていました。一九二七年（昭和二）四月、地主側は山陰土地会社を結成したので、組合側は立ち入り禁止反対の決議文書を地主と裁判所に送ると共に争議対策委員会を設置して対抗しました。この時、土地会社が繭の差し押さえをやるという情報がいり、箕蚊屋地区の小学校において同盟休校を行うという緊張感が生じていました。六月十四日から会社側の実力行使が開始されると組合側も実力を持って対抗し、警官隊と組合側が乱闘になるという場面も見られました。この事態に驚いた内務省は、「小作争議で公務執行妨害をしたり治安をみだしたりする恐れのある場合、人心に悪影響を及ぼす宣伝をした場合は嚴重に取り締まるべし」という指令を各県知事に出したので、箕蚊屋事件



は新聞で大きく報道されました。このとき地主側は大幅に譲歩し、六月二十六日調停が成立しました。

その後、警察による組合の弱体化が図られ、さらに地主の攻勢も強まって土地返還要求、立ち入り禁止、仮差し押さえに警官が協力して効力を上げるようになりしました。このような、警察・裁判所・地主の三位一体となった攻勢により、組合側は後退を余儀なくされました。

さらに、一九三二年（昭和七）十月十一日、山陰土地会社は立毛差し押さえの強制執行を実施しようとしたので、農民側は青年部員約六十名を動員して執達吏や土地会社員を押し返しその田を刈り取って

※注3 普通選挙法……すべての二十歳以上の男子が初めて他の条件なしに選挙権を与えられた法律

※注4 立毛差し押さえ……小作料が滞納または不納のとき、その代償として地主が、刈り取る前の小作地の稲を差し押さえること。

※注5 執達吏……執行官の旧称で、裁判の執行、裁判所の発する文書の送達その他の事務を行う。動産物、不動産物の差し押さえ、物件明け渡しの強制執行や、競売物件に関するすべての事務処理を行う。

しまったので、翌日青年部の主力が警察に検束されました。その後十四日未明、トラック四台に分乗した警官隊が河岡かわおかの組合本部と組合幹部を襲おそい、組合委員長他二十数名を一斉検挙するのについて、立毛差し押さえを強行しました。十六日、組合員約一四〇名が警察署に抗議行動を起こし、検束者の全員釈放しやくほうを求めましたが容いれられませんでした。十月二十八日夕方、約五〇〇名の一団が検束者奪還だつかんのため警察署に向かおうとして、勝田かんだ神社前で約一〇〇名の警察隊と衝突しつごつする事件が発生し、この時十四名が検束され、その後地主有利な調停が進められました。

デモクラシー運動により普通選挙法は成立し、農民組合も結成されましたが、支配体制の立て直しを図る政府によって治安維持法いじが成立したため、小作の耕作権を保証するものにはなりませんでした。二回にわたる箕蚊屋事件は、時代の背景を映す事件として歴史に名を残しています。

高齢者と共に歩める社会へ

私たちが日々暮らす地域社会では、いまだ高齢者の人権を軽視するような言葉や態度、意識が消えません。高齢者虐待などの悲惨な実態をニュースや新聞で見聞きすれば、ひどい人間がいるもんだと感じはしますが、数分経てばもう別のことを考えているものです。自分たちの生活で手いっぱいなのが、世間一般の人たちの日常でしょう。

今後、高齢社会がますます深刻化していくことで、介護される側と介護する側の双方が爆発的に増加することが予想されます。家族にかかる負担も増していくばかりでしょう。虐待の問題をとってみても、決して他人事とは思えません。介護による閉塞感やストレスで心に余裕がなくなつたとき、いつ自分が高齢者虐待の加害者になってもおかしくはありません。これからの時代を生き抜いていくために、私たちにはどんな力が必要なのでしょう。



虐待を受けた被害者が感じる絶望。しかし、加害者も同様の絶望感を抱いているのが想像できます。人の痛みを感じられなくなるまで精神的に追い詰められた結果として、虐待があるのです。世の中のどれだけの人が暴言を吐いたり、暴力をふるってしまった自分を憎み苦しんでいることでしょうか。

豊かな気持ちで幸せに生きていきたいのは、年齢ねんれいに関係なく誰もが抱く願いであり、それは権利として保障されます。

高齢者が安心して暮らしていける社会は全ての人たちにとっても幸せな社会なのです。子どもも大人も高齢者も、介護する人も介護される人も、それぞれの個性や能力が尊重され、いきいきと生きていくことができる社会の実現に向け、社会の構成員である私たちにはこれまで以上に周囲を見わたす観察力と想像力そして行動力が求められます。



差別事例と私たちの目指すもの



“誰もが幸せに生きる権利それが人権です”

緑につつまれた美しい国日本、現在世界一安心安全といわれるこの国には、私たちの日々の暮らしを見守りそして豊かに育む礎いしづえとなるものがあります。それは人権という、国民一人一人が生まれながらにして持っている権利です。そしてこのことは、長い歴史と学習により、我が国においては基本的人権として多くの人々に認識されています。しかし、一部の心無い人たちによって、人権は時に翻弄ほんろうされ軽んじられようとしています。その代表的なものには『部落差別』という人権侵害です。記憶に新しいものでは、一九七五年（昭和五十）

※注6
にその存在が明るみに出た『部落地名総鑑事件』があります。現在までに九種類の同様な出版物の存在が判明しています。また、行政書士や興信所が被差別部落出身かどうかを目的に身元調査する事件も、多く発生しています。近年では、電子通信機器の発展とともに、インターネットを利用した差別事象が増えてきています。ネット上には数えきれない程の悪質な差別書き込みが掲示され、例えば、兵庫県尼崎市の病院の院長を名乗って在日の患者の方を『半島の人』といい、同和地区の人の事を『ETA』と明らかに蔑称で投稿しています。また、鳥取ループのサイトでは、鳥取県被差別部落所在地と打ち込むと、県内のすべての隣保館、集会所にマークが付けられていて、ワンクリックで住所がわかり、その周辺の映像まで映し出される仕組みになっています。これらの情報は、主に就職差別や結婚差別として少なからず爪痕を残すものと思われま

す。部落地名総鑑が発覚して四十年の歳月が流



れ、差別事件も新たな時代を迎えたと言えます。一人の投稿者によってネット上に発信された心無い悪質な情報は、瞬く間に世界中に広がっていきます。書き込みの削除要請をすることはできませんが、いったん発信されてしまえば情報の拡散を止めることは不可能です。今後国レベルで情報発信の抑制に効果のある法的な手立てを検討、実施していくべきと考えます。



しかし、本当に大切なことは、いかような差別情報が目の前にあると、断固として受け付けない強い心を持つことではないでしょうか。そのためには常に人権と向き合い、地道に学習を重ねることだと考えます。私たちはネット上であろうと無かろうと、卑劣で悲しいあらゆる差別を絶対に許さない社会を目指しています。

※注6 部落地名総鑑・・・全国の被差別部落の名前・所在住所などが一覧のかたちで記された差別図書のことです。部落出身者を就職時や結婚の際に排除・差別することを目的として、興信所や探偵社が密かに出版し、多数の大企業や個人などに「極秘資料」として販売していた。

「人権同和問題啓発作文・標語」 入選作品

自分のでできること

江府中学校 一年 宇田川 愛友

人権作文を書くにあたって、私はおじいちゃん、おばあちゃんとの生活について振り返ってみました。なぜ、このことについて書こうと思ったかということ、道徳で「一冊のノート」というお話を読み、共感できる場所があったからです。この話は、中学生の「僕」と一緒に暮らすおばあちゃんとの生活が書かれていました。

私が一緒に住んでいるおじいちゃん、おばあちゃんはもう、八十歳をこえています。ですが、二人とも家のことをたくさんしてくれます。父や母は仕事が忙しいので、おじいちゃんがご飯を作ってくれたり、おばあちゃんがお風呂掃除や洗濯物をしてくれたりします。私は部活から帰ると、ごはんの準備を手伝うようにしていますが、家のことをするのは大変です。

ある日、父も母も仕事で帰りが遅く、おじいちゃんも体調をくずしていたので、おばあちゃんと二人だけで晩ご飯を食べました。二人だけの晩ご飯だったので、あったおかずを食べました。おばあちゃんは、耳が聞こえづらく、「おばあちゃん」と呼んでもなかなか気づきません。私はつい、大きな声を出してしまいました。ご飯の後、私は片付けもせず、部屋でテレビを

見ていました。でも、台所に行くと、おばあちゃんは、片付けをしていました。その姿をみて、私はおばあちゃんに頼ってばかりだなと思いました。手伝うと、おばあちゃんに「ありがとう。」と言われ、うれしかったです。そして、おばあちゃんに大きな声を出さなければよかったですと思いました。

また、おじいちゃんに話しかけられてもそっけない態度をとったことがあります。少し悲しそうな顔をしていました。私は「だめだなあ。また、かわいそうなことをしてしまった。」と何度も思いました。

年とともに、耳が聞こえづらくなるのは当たり前だし、それなのに、私は、その時の自分の気持ちでおじいちゃん、おばあちゃんに接しているなと思います。

だけど、おじいちゃん、おばあちゃんはいつも私のことを見てくれます。そのことに感謝して、おじいちゃん、おばあちゃんを大切にしていきたいです。

今度は、私が家族のためにできることをすることで、家族が喜んでくれたり、おじいちゃん、おばあちゃんが楽になったりすると思います。

「人権同和問題啓発作文・標語」入選作品

【小学生標語】

ありがとう やっぱりみんな ともだちだ

一年 森田 心晴

あそぼうよ いつもやさしい ぼくのともだち

一年 清水 悠輝

こまってるひとをたすけて いいきもち

二年 加藤 心菜

なかよしで 友だちいっぱい いいきもち

二年 谷田 花奈

◆最優秀賞

やさしさで みんなの心を ささえよう

三年 山本 小太郎

「ありがとう」 そのひとことで つながれる

三年 齋鹿 夏希

友達の 気持ちを知ろう よりそって

四年 佐々木 百合

いじめなし 笑顔が光る 江府町

四年 谷田 一瑛

【中学生作文】

あいさつは 心をつなぐ 虹の橋

五年 加藤 怜生

◆最優秀賞

自分のできることに

一年 宇田川 愛友

いじめなし 笑顔あふれる 江府町

五年 中尾 海斗

◆優秀賞

部活に入って気付いた事

一年 河上 翼

◆優秀賞

自分が変わる

二年 井上 颯太

その重荷 分け合う心 真の友

六年 安部 汰造

◆優秀賞

自由

三年 森田 瑞樹

(順不同)

ありがとう その一声で 笑顔の輪

六年 大岩 美月

(江府町が平成二十六年度に募集した啓発作文・標語入選作品です。)

生涯学習基本テーマ
明日へ生きる私を求めて

第36集/2015年8月7日

印刷 富士印刷有限公司
イラスト 玉木 喜久代